

令 7 医 務 保 険 第 3 5 4 号
令和 7 年 (2025 年) 5 月 2 0 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」等の取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局研究開発政策課長から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班 中田
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939